

広島県教育委員会教育長告示第八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定を解除した。

令和三年十月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 小井手ファッションビューティ専門学校
- 2 所在地 広島市南区金屋町一番二〇号

二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目
家庭基礎	家庭基礎